

【分科会8】権利擁護とリカバリー

進行:三木良子(東洋大学ライフデザイン学部)、松田裕兎(成田市社会福祉協議会)

シンポジスト:山本真理(世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク理事、全国「精神病」者集団)

壬生明日香(広島国際大学医療福祉学部講師:精神保健福祉士)

遠藤直也(法テラス千葉法律事務所:弁護士)

コメンテーター:浦崎寛泰(法テラス千葉法律事務所:弁護士)

本分科会は、2009年の第1回リカバリー全国フォーラムから開催し、今回で4回目である。

過去の3回は、当事者、精神科医、精神保健福祉士等をシンポジストに招き、主に精神科医療における権利侵害に目を向けてきた。今回は、精神科医療および日常生活全般を含め、精神障害者の生活の質を向上させるため、権利擁護の視点から私たちが具体的にどのような取り組みを行っていくことが必要なのか、更に深めることを目的とした。

報告はシンポジウム形式とし、3人のシンポジストの報告は以下のとおりである。

●山本真理氏(当事者の立場から)

当事者団体の活動や権利条約については2001年から議論を初め、これまで国策に対する骨格提言など多様な活動をされている。

本分科会の当日にも全国精神病者集団窓口係として全国から相談電話が舞い込んでくる姿を目の当たりとした。本分科会での概要である「権利擁護」について、山本さんは「擁護」という表現では、守ってあげるという「上から目線の感じである」と初めに語られた。

精神保健福祉に携わるソーシャルワーカーが当事者に対し、指導や訓練という発想を持っている以上アドボケイトは不可能という見解である。アドボケイトの本質を理解する時には「権利擁護」よりは「権利主張」の方が適しているという問題提起であった。アドボケイトとは、主張するという意味合いであり、あくまでも自分が主張することが大切。しかし、権利主張が難しい人や孤立して情報が行き届かない人も存在している。そこで、仲間同士でアドボケイトしていく取り組みが必要であることも加えられた。

権利主張といってもその権利とは、「私達は障害者である前に人間だ」という最低限の人権を保障していくことである。また、障害があるなしにかかわらず、全ての人は権利主張していくことが大切で1人ひとりが排除されないために日常的に権利を主張していかなければ人権というものは危うくなってしまう。ここで重要な視点とは、その人自身が権利主張することに対し、仲間や支援者が応援するということ。本人を応援ということは助言や指導をすることではない。

なお、本人が権利を主張していくためには準備をし、専門職に知恵を借りる時もあり、専門職の存在を完全に否定している訳ではない。支援者は経営上からも自身の組織や事業所を守らなければならない。例えるならば、1匹の羊が自らの利益追求について主張した際に99匹の羊を捨てることができるのか。個人・医療モデルから脱却し、社会・人権モデルに沿ったアドボケイトの実現の為にはアドボケイトの独立性が重要である。

●壬生明日香氏(精神保健福祉士の立場から)

大学の学生時代に精神科病院に実習に行った時、ここは日本なのか、病気を良くする場所なのだろうかとい

う衝撃を受けたという。

大阪精神医療人権センターに勤務し、初出勤日の任務が大和川病院事件の判決傍聴であったという経験がある。当センターでは、個別相談・手紙相談・面会相談・普及啓発活動・行政交渉などを担っているが、精神科病院に風穴を開け、入院している人達の声を聴くことを大切にしている。事業化以前の「ぶらり訪問」の時代には、病院に訪問をしても病棟への立ち入りが認められないこともあった。それでも外の意識を病院の中へ入れていくことに励んだ。各審議会などにおいて人権ということに対して喧々諤々の議論があった。

月日が経ち、最近では、対峙する議論から建設的なやりとりができるような関係に変化してきた。関係者には大阪で二度と同じ事件を起こさないという共通した認識を共有している。その為には療養環境を整備することが必要。日本では権利擁護という言葉が医療や治療の中に取り込まれていない。

精神保健福祉士の立場で権利擁護を捉えると、当事者の状況はまだまだ厳しい時代が続いている。

精神保健福祉士は資格化されて10年以上経つが、この動き切れていない状況を真摯に受け止めなければならないと思う。支援という言葉を使って、当事者本人には見えない鎖でがんじがらめにしていることがある。例えば閉鎖病棟から退院しても結局はがんじがらめにしてしまう。こういった厳しい目で自戒の念も込めて自分自身のことを見ていく必要がある。諸外国では、ソーシャルワーカーの立ち位置に関しては所属機関の基準に左右されることなく、クライアントに置かれている。諸外国とは歴史も異なるが、こういう覚悟を我々はどこかでしていかななくてはならないと思う。

アドボカシーとリカバリーに思うことは、立場を超えて、この領域の人にとどまらず、社会全体で事実や本題を共有し、話し合い、そして学び合うこと、それらから上がってきたことを基本にして取り組むことが大切であると思う。

●遠藤直也氏(弁護士の立場から)

前のシンポジストお二方のお話を聞き、精神障害を持っている人達への関わり方について「応援が必要」という説明を受け、“ストーンと落ちました。”という表現を使われ理解を示された。精神障害者であっても権利を行使する、その当たり前の応援が今まではできていなかった。これは日弁連でも弁護士の取り組みは不十分であったと認めている。

なぜ不十分であったかという理由は、経営的な問題や対応をしていく労力不足などであった。弁護士の扱う事件はどれも手間がかかるものである。精神障害者の場合は対応が難しいというイメージを持っている弁護士もいる。私たちは法テラスという税金で国民に雇われた弁護士である。法テラスという意味はこれまで法が行き届かなかった場所や人に「法を照らす」という意味合いがある。私たちは従来にはいなかった弁護士であり、仕事としてやらなければならない使命がある。

今日はこういう弁護士がいるということを皆に知っていただきたい。権利を行使することは当たり前のこと。しかし、権利を応援する者がいなければ法も権利もないのも同じ。

法テラスでは、無料相談・出張相談も可。弁護士費用の立て替えから退院請求、生活保護の申請など法律援助制度がある。これらの制度を十分活用して福岡県では、精神保健当番弁護士制度を設け退院獲得数の成果を上げている。日本には30万以上の病床数があるので喜んではいられないが、新人の弁護士の50%が登録をし、精神障害を理解するためにも有益な制度。

千葉県でも同じような取り組みを開始した。当分野では弁護士の取り組みは長年にわたって物足りないものであった。今後は法テラスという公費で勤めている弁護士がいることを理解し、私たちを利用して欲しい。

【まとめ】

本分科会は約 50 名が参加。

各シンポジストの発表の後には約 1 時間、質疑応答や 5 年先、10 年先の「権利擁護とリカバリー」の在り方について、希望や展望について、会場の参加者と意見交換を行った。

会場からは、苦情解決の手立てや福祉オンブズマンに関する質問が幾つか聞かれた。それだけ長年にわたって権利侵害を受けてこられたであろうことを想像させる内容であった。

一方、明るい見通しでは、全国各地でピアサポートの取り組みが起こっていることに気付かされた。これからもその活動を続けていくことが自分にとっての使命と宣言する人もいた。

今回の分科会の議論は、参加者 1 人ひとりが将来に向けて取り組むことができることを意識化できる展開となった。

シンポジストやコメンテーターの報告に共通する点は、精神保健福祉へのハードルをどんどんと低くしていくことが必要で、社会の一員としてのお互いの寛容さやインクルージョンという視点について一定の方向性のようなものが見えたことは大変大きな成果となった。

《松田裕児（成田市社会福祉協議会）》